

## 容器保安規則等の一部を改正する省令等についてに対する意見

|   | ご意見の概要  | ご意見に対する考え方   |
|---|---|--|
| 1 | <p>2. (1)超音波探傷試験による容器再検査方法の一般化関係</p> <p>1)半導体製造用とは、半導体製造(工程)で直接使用されるものが対象で、半導体を製造する工場で使用されるものではないという解釈で良いか。</p> <p>2)企業実証特例制度では、中小容器の超音波探傷による再検査について実証が行われたと認識しているが、今回の制度改正では、容器の大きさに制限はないのか。大型容器(長尺容器)まで適用できるのか。</p>   | <p>1)貴見のとおりです。</p> <p>2)容器の大きさの上限はなく、大型容器(長尺容器)にも適用が可能です。</p>  |
|   | <p>2. (1)超音波探傷試験による容器再検査方法の一般化関係</p> <p>半導体製造に用いる超高純度ガス容器(以下「半導体製造用継目なし容器」という。)において、現在行われている耐圧試験では水を用いるため容器内部の清浄度が著しく低下し、半導体継目なし容器としては、そのままでは利用できなくなることから、容器を再利用するために容器内部の洗浄・乾燥等に金銭的・時間的に労力をかけている。以上の理由により耐圧試験に代えて超音波探傷試験により容器の健全性を検査することを一般化する動きがあるようですが、超音波探傷試験では多種多様な割れ、空洞、剥離、異物などを位置検出し、測定することができますがこの事をそのまま容器の強度測定に置き換える事ができるのか疑問を感じます。現在行われている耐圧試験は水圧により容器の負荷試験を行い、膨張量及び永久歪み量を測定し合否の判定を行っています。</p> <p>2 高圧ガスを充填された容器の負荷状態を再現し、充填圧以上の圧をかけて行う耐圧試験は理にかなった手法と考えます。超音波探傷試験でも容器に負荷を与えた場合と与えない場合の結果に違いがあるのであれば、負荷を与えた状態で行う必要があると考えます(充填圧以上の内圧)</p> <p>対象形状が複雑であると、検査が困難になるためなのか探傷範囲は容器胴部のみになっているが、肩部及び一番損傷する底部はどのようにして合否の判断をするのか？ また、超音波探傷には、適切な校正用試験片を用いて試験をセットアップし、結果を正しく解釈できる訓練を受けたオペレーター及び有資格者が必要です。(JIS Z 2305規定UTレベル1以上及びUTレベル2以上)</p> <p>そのため超音波探傷試験の技術を有する一部の事業者が参入しやすい条件で、今迄耐圧試験を行ってきた事業者には技術者育成及び設備投資の面で参入しづらい条件と考えます。</p> | <p>半導体製造用継目なし容器の強度に関しては、容器製造時に容器検査として容器の耐圧試験を行っています。また強度に影響を与えうるきず及び腐食を検知するため、通常の容器再検査より厳しい基準で外観検査を行うこととし、かつ、容器の使用上できず又は腐食が生じないよう管理方法についても書類検査を行うこととしております。</p> <p>肩部及び底部に関しては外観検査及び書類検査により判定を行います。</p> <p>超音波探傷試験により適切な判定を担保するためには、有資格者を条件とすることが必要であるため、安全上当該要件を課すことはやむを得ないと考えています。</p> |
| 3 | <p>2. (2)燃料電池自動車用関連規制の見直しに係る規制改革実施計画への対応関係</p> <p>【措置概要】</p> <p>「使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第11項に規定する引取業者及び同法第2条第13項に規定する解体業者が同法第2条第9項に規定する再資源化のために必要な最小限度の措置として行う移動及び貯蔵については認めることとし、安全な場所で容器の廃棄処理を行うことができるよう措置することとする。」</p> <p>【意見】</p> <p>上記の措置を、使用済自動車の再資源化に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第7項に規定するフロン類回収業者にも適用する必要がある</p> <p>【理由】</p> <p>再資源化する業者として、法律上の業区分の引取業者と解体業者に加え、法律上のその中間事業区分としてフロン類回収業者があります。実際は解体事業者が業区分として解体業者、フロン類回収業者の両業を兼務しているものの、法律上のフロン類回収業者についても、再資源化のための最小限の移動、貯蔵を認める対象に含める必要があるものと考えます。</p>  | <p>ご意見を踏まえて、修正しました。</p>  |
| 4 | <p>2. (2)燃料電池自動車用関連規制の見直しに係る規制改革実施計画への対応関係</p> <p>自動車燃料装置用容器の再資源化のための移動及び貯蔵に係る規制の緩和に関し、フロン類回収業者も追加して頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律(自り法)においては、引取業者とは自り法第二条第十一項の登録を受けた者、フロン回収業者とは自り法第二条第十二項の登録を受けた者、解体業者とは自り法第二条第十三項の登録を受けた者となっています。</p> <p>自り法上のELVの流れは、引取業者→フロン回収業者→解体業者となっているなか、今回の改正の資格者には引取業者と解体業者のみ記載されていることに違和感があり、フロン回収業者も追加すべきかと考えております。</p> <p>現状の省令案ままでは、15年以上経過した高圧タンクを搭載した車両から、フロン類回収ができなくなる恐れがあると考えます。</p>   | <p>ご意見を踏まえて、修正しました。</p>  |